

令和5年度 事業計画

施設名 シルバータウン相模原特別養護老人ホーム
所在地 相模原市南区大野台5-13-7

I 概要

1. 施設の特徴

シルバータウン相模原特別養護老人ホームは、敷地内に同法人が運営しているシルバータウン大野台ケアセンター、グループホーム相模原、相模原養護老人ホームと連携をし、地域住民の様々なニーズに対応できる総合的な介護・福祉サービスを提供している。

提供する介護・福祉サービスは、入居者が暮らしの継続を感じられるよう、一人ひとりに合わせた質の高いサービスを目指している。

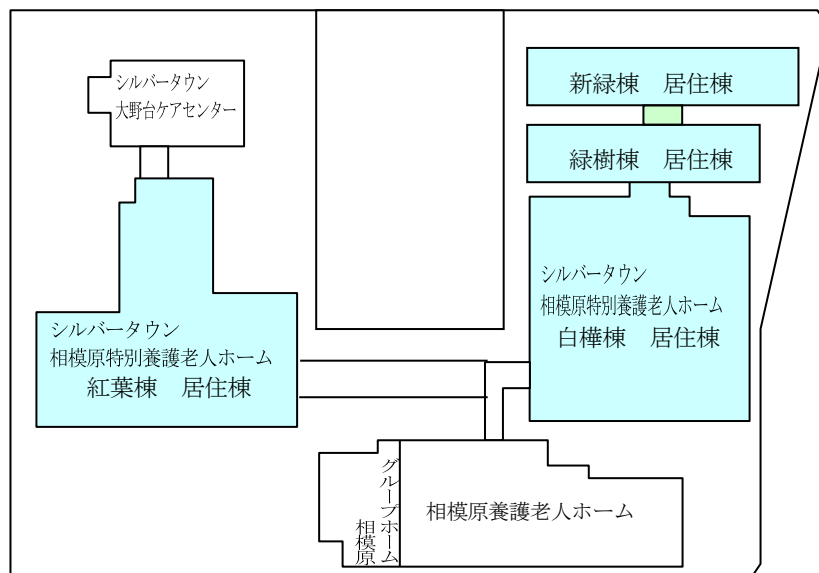
また、相模原シルバータウン地域福祉友の会や家族会「四季の会」、多くのボランティアなどの協力により、利用者の地域交流や生活向上が促進されている。

2. 重点目標

- 1) 安定的な事業運営を図るための財務管理の構築
- 2) 介護人材確保への積極的な取り組み。外国人、障がい者雇用の促進
- 3) 更なる虐待防止への取り組みを強化するための実例に基づいた研修等の実施
- 4) コロナ禍により、途切れていた地域活動や自治会との連携の復活
- 5) 感染症対策を取りつつ、ボランティア受け入れや行事の場面を増やし入居者の楽しみが増えるように努める。
- 6) LIFEを用いた科学的根拠に基づいたその方らしい暮らしの支援を行う
- 7) 現実に即したBCPの検討と実際の訓練の実施
- 8) 入居待機者増を目指して、居宅介護支援事業所や病院、老健施設等に情報提供を行う

3. 施設の規模

種別	指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)・短期入所生活介護
定員	175名 短期入所6名
職員数	I種・II種・再雇用84名 IV種・契約23名 パート50名
敷地面積	11,515.58㎡ 県有地 (相模原養護老人ホーム他併設)
建物の構造	鉄筋コンクリート2階建一部1階建
延床面積	7,049.21㎡
建物配置図	



S44. 6. 5 相模原特別養護老人ホームを定員５０名で開設

S56. 5. 1 シルバータウン大野台ホームを定員５０名で開設

S62. 3. 1 相模原特別養護老人ホームを定員８４名に変更

H14. 4. 1 相模原特別養護老人ホームとシルバータウン大野台ホームを統合して名称を
シルバータウン相模原特別養護老人ホームと改め、定員１３４名に変更

H18. 7. 1 増改築工事にて定員１２２名に変更（準個室ユニット型４０名開設）

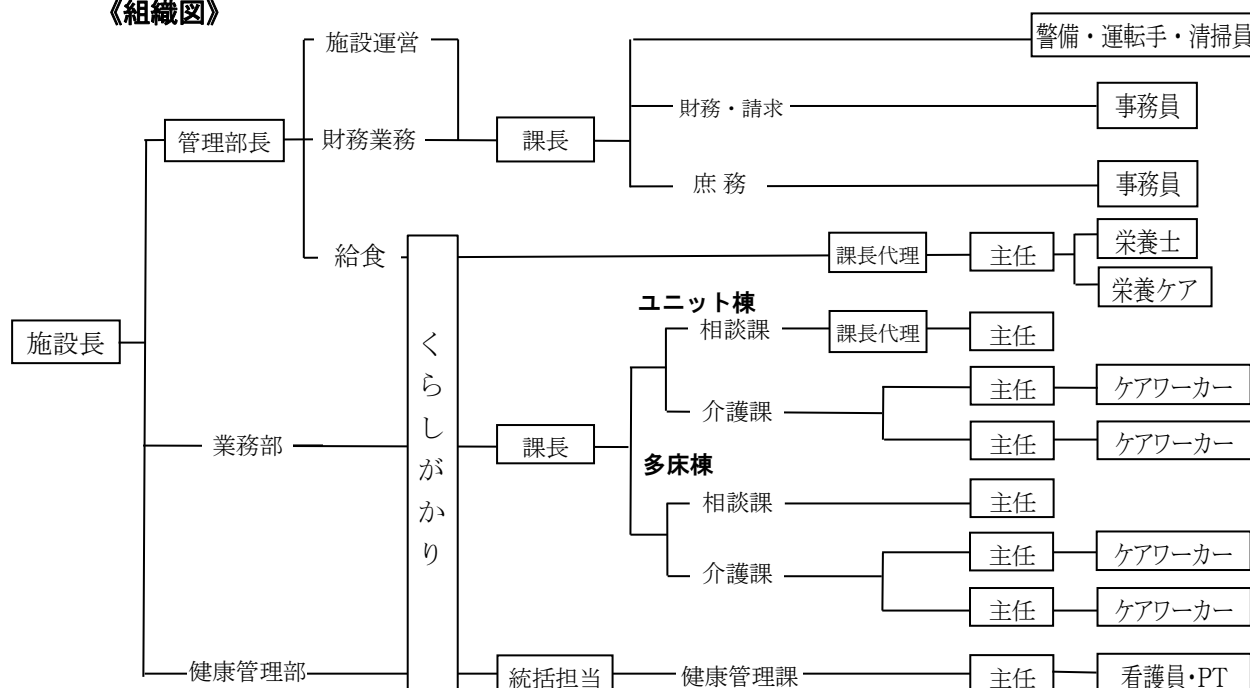
H19. 4. 1 増改築工事にて定員１７０名に変更
（個室ユニット型３６名、準個室ユニット型１２名開設）

R3. 2. 1 相模原市保健計画に基づき定員１７５名 短期入所６名に変更

《職員構成》

	施設長	部長	課長	（介護支援専門） 相談員	事務員	ケアワーカー	看護員	栄養士	その他	計
I種・II種 再雇用	1	1	2	4	3	61	5	4		81
IV種・契約						20	4	1	1	26
パート					2	19	1		26	48
計	1	1	2	4	5	100	10	5	27	155

() は外数



Ⅱ 事業計画

1. 主な事業計画

- 1) 部門内の財務機能の構築。収支状況の把握、運営上の機能統一を図る。
- 2) 部門内の人事機能を構築し、階層別研修企画・奨学金制度運用や職員採用などを行う。
- 3) 次世代を担う職員育成の為に部門間の人事異動・出向・研修等を行う。
- 4) 個別ケアのために『ユニットケア』を実践し、自分らしく暮らしを継続していただけるようサポートする。質を担保する為、他事業所との定期的な会議や研修を実施する。
- 5) サービスの質を追求し、知識・技術等を兼ね備えた人材育成を目的に、オンライン・eラーニングを活かした計画的な施設内外の研修の実施や資格取得のための勉強会を行う。
- 6) 医療ニーズに対応するため自施設において喀痰吸引等の施設内実習を実施し、資格取得者93%を目指す。
- 7) 認知症のニーズに対応するために、認知症実践者・リーダー・指導者の育成を行う。毎月認知症ケアの検討会議・勉強会を行う。
- 8) 倫理及び法令遵守について、研修・会議にて周知徹底を図る。
- 9) 医療ニーズに対応したワクチン接種等の診療所事業拡大や事務機能の充実を進める。
- 10) 施設を利用する入居者・家族の意向ニーズやLIFEをPDCAサイクルに取り入れたケアプランを作成し、日常生活における自律支援を目標にした介護サービスを提供する。
- 11) 以下の在宅福祉サービス事業の一層の推進を図る。
①短期入所②高齢者緊急相談③地域交流（介護相談等）
- 12) ボランティア受入を再開し、育成と活動内容の充実を図る。
- 13) 福祉を支える新たな人材の育成のために、介護福祉士、社会福祉士、ユニットリーダー研修、教員免許取得、行政職員研修等の受け入れを行う。
- 14) 新型コロナウイルス感染症等の安全衛生に配慮したシミュレーションと施設整備を行う。
- 15) 地域自治会との共同防災訓練の実施及び自然災害発生時の協力体制を構築していく。
- 16) ライフサポート事業を継続し、地域の生活困窮者の支援を行っていく。
- 17) 社会福祉法人の役割としての様々な雇用の受け入れの推進。
- 18) 感染状況を確認の上、認知症カフェ・共生カフェ・介護職員実践者研修等を再開し、認知症サポーター研修等の受講を推奨する。
- 19) 介護ロボット・リフトを取り入れ負担軽減と生産性を高めチームケアの向上を図る
- 20) SNS等を活用し、定期的に施設の取組を内外に発信する

2. 行事計画

- | | |
|------|----------------------|
| 4 月 | お花見（ドライブ・散策） |
| 5 月 | 端午の節句 菖蒲湯 |
| 6 月 | 紫陽花見学 アニマルセラピー |
| 7 月 | 七夕 アニマルセラピー |
| 8 月 | 夕涼み会 花火大会 縁日（夏祭り） |
| 9 月 | 敬老祝賀会 お月見 |
| 10 月 | 紅葉ドライブ ハロウィン |
| 11 月 | 紅葉ドライブ 焼き芋大会 |
| 12 月 | クリスマスショッピング ゆず湯 年忘れ会 |
| 1 月 | 新年祝賀会 初詣 |
| 2 月 | 節分 いちご狩り |
| 3 月 | ひな祭り 公民館祭り見学 お花見散策 |

定 例 誕生会 ゲーム大会 散策
希望者出前注文 施設内ショッピング 施設内喫茶 お菓子作り
音楽クラブ 絵手紙クラブ 書道クラブ 茶道クラブ ビーズクラブ

3. 会議及び研修計画

《会 議》

施設長会議 事業部門会議 スタッフ会議 ユニットリーダー会議 職員全体会議
ユニットミーティング 医務会議 相談員会議 ケアマネ会議 サービス担当者会議
給食委員会 衛生委員会 感染症委員会 褥瘡予防対策委員会 入退居検討委員会
研修委員会 事故・ヒヤリ検討委員会 苦情検討委員会 第三者苦情検討委員会
身体拘束適正化等委員会 虐待防止委員会 胃ろう・吸引安全委員会 SNS 委員会
福祉機器活用委員

《研 修》

法人研修 階層別研修 施設内研修（新任 法令遵守 ハラスメント リスクマネジメ
ント 感染症 食中毒 接遇 認知症 災害対策 虐待 身体拘束ほか） 県・市行政機
関 全国社会福祉協議会 全国老人福祉協議会 神奈川県社会福祉協議会 相模原市社
会福祉協議会 神奈川県高齢者福祉施設協議会 相模原市高齢者施設協議会 日本ユニ
ットケア推進センター 関東・北陸ブロックユニットケア連絡会 生活相談員部会
その他団体等 上記団体が開催する研修会に参加

4. 施設整備計画

- 1) 新緑・緑樹棟…厨房床修繕工事
- 2) 紅葉棟…浴室増設工事

III 防災及び安全衛生対策

1. 防災計画（地震・風水害含む）

- 1) 防火管理者を定め施設内で発生が予想される自然災害の予防を図り、万一の災害時に被害を最小限に止める為に消防計画、地震防災計画に従い、防災設備の点検・検査と防災訓練と防災教育を実施する。なお、防災訓練及び防災教育については市内消防機関の指導を受けて行う
- 2) 防災設備の点検
防災設備業者に委託し、設備の点検・検査を年2回実施、自家発電機の動作実験の実施
- 3) 総合的な災害 BCP 策定（敷地内）
- 4) 地域自治会との防災訓練実施
- 5) 防犯対策訓練の実施

2. 訓練実施計画

予定月	訓練項目	訓 練 目 標
6 月	消火訓練	消火器の操作訓練 スプリンクラー操作訓練 補助散水栓の操作訓練
10 月	通報訓練	消防機関への通報訓練 火災通報装置の操作訓練 事業所内の情報伝達訓練
1 月	避難訓練	利用者の避難誘導訓練 応急救護訓練 防火シャッター閉鎖訓練

3. 安全衛生対策

1) 事故・ヒヤリ検討委員会の開催

事故の未然防止に努めるとともに、事故が発生した場合は直ちに適切な対応を行い、再発防止に努める。また、ヒヤリハットを繰り返すケースは個別に対応策を検討する。

2) 全体研修会の実施

事故防止に対する意識を高め、また必要な知識・技術を習得することを目的とする。
(年2回開催)

3) 介護用機材及び施設設備の点検

介護用機材及び施設設備を定期的にチェックし、利用者に対する事故につながる危険因子を取り除くように努める。

4) 衛生委員会の開催

衛生委員会の設置。(月1回開催) 安全衛生委員は、職員の安全衛生及び健康保持のために必要と認められる事項について適切な対応をする。

5) 感染症委員会の開催

感染症委員会の設置。(月1回その他感染症の流行時期は必要時開催) 感染症委員は、利用者及び職員の感染症に対する予防、発生時の対応、必要な知識のための研修(年2回開催)、シミュレーションの実施(年2回)、訓練などについて、適切な対応を推進する。

6) 安全運転講習の実施

7) 防犯対策の検討および防犯講習の実施

8) 自然災害発生時のBCPの整備及び地域自治体と共同の訓練の実施

IV 苦情解決

1) 苦情検討委員会の開催

苦情検討委員会を設置、月1回開催。苦情受付担当者及び苦情解決責任者は利用者、家族より、苦情等を受けた際は、迅速に対応し誠意をもって早期解決に努める。(月1回開催)

苦情解決責任者 施設長

苦情受付担当者 管理部長、相談員

2) 苦情解決第三者委員会の開催

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため第三者委員を委嘱し、問題解決に務め必要に応じて設置する。(必要に応じ開催)

第三者委員 民生児童委員・学識経験者・福祉事業従事者

3) 入居者からの意見聴取

利用者が希望・要望・苦情について自由に発言できるよう、個別に伺い意見・要望を伺う。

4) 投書箱の設置

匿名による、希望・要望・苦情に対応するため設置する。

V 個人情報保護

個人情報保護管理規程に基づき、個人情報管理並びに文書管理を図り、関係者に対し適正な取扱いに努める。

VI 倫理及び法令遵守

『介護保険法』、『高齢者虐待防止法』これらの法令を正しく理解して遵守する。再発防止や発生予防のため、全職員を対象に徹底した研修をする。